



大津市公報

平成26年12月26日
号外(第78号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- | | | |
|-----|-------------------------------|---|
| 141 | 大津市保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 | 1 |
| 142 | 大津市子どもも発達相談センター条例の施行期日を定める規則 | 1 |
| 143 | 大津市子どもも発達相談センターの管理運営に関する規則 | 1 |
| 144 | 大津市行政組織規則の一部を改正する規則 | 2 |
| 145 | 大津市公印規則の一部を改正する規則 | 2 |
| 146 | 大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 | 2 |
| 147 | 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則 | 3 |
| 148 | 大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則 | 3 |

○ 告 示

- | | | |
|-----|---|---|
| 302 | 公印の新調及び改刻について | 3 |
| 303 | 通知カード・個人番号カード関連事務を地方公共団体情報システム機構に行わせることとした
日について | 4 |

○ 企 業 局 管 理 規 程

- | | | |
|----|------------------------------|---|
| 16 | 大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正 | 4 |
|----|------------------------------|---|

規 則

大津市保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成26年12月26日

大津市長 越 直 美

大津市規則第141号

大津市保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大津市保健所条例の一部を改正する条例(平成26年条例第67号)の施行期日は、平成27年2月2日とする。

大津市子どもも発達相談センター条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成26年12月26日

大津市長 越 直 美

大津市規則第142号

大津市子どもも発達相談センター条例の施行期日を定める規則

大津市子どもも発達相談センター条例(平成26年条例第64号)の施行期日は、平成27年2月2日とする。

大津市子どもも発達相談センターの管理運営に関する規則を公布する。

平成26年12月26日

大津市長 越 直 美

大津市規則第143号

大津市子どもも発達相談センターの管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市子どもも発達相談センター条例(平成26年条例第64号)第6条の規定に基づき、大津市子どもも発達相談センター(以下「センター」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(休所日等)

第2条 センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に、休所し、又は休所日を変更することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで
 (開所時間)

第3条 センターの開所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に開所時間を変更することができる。

附 則

この規則は、平成27年2月2日から施行する。

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年12月26日

大津市長 越直美

大津市規則第144号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

大津市行政組織規則(昭和61年規則第12号)の一部を次のように改正する。

「衛生プラント

第2条第6項中「衛生プラント」を 健康保険部保健所所属 に改める。
 子ども発達相談センター」

附 則

この規則は、平成27年2月2日から施行する。

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年12月26日

大津市長 越直美

大津市規則第145号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則(昭和48年規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1職印の表大津市立瀬田南保育園長之印の項の次に次のように加える。

大津市子ども発達相談センター所長之印	48	60	てん書	方18	1	子ども発達相談センター所長名をもって発する文書用	子ども発達相談センター所長
--------------------	----	----	-----	-----	---	--------------------------	---------------

別表第1職印の表大津市公設地方卸売市場長之印の項中「48」を「49」に、「60」を「61」に改め、別表第1職印の表大津市リサイクルセンター木戸所長之印の項中「49」を「50」に、「61」を「62」に改める。

別表第2職印の項中第49号を第50号とし、第48号を第49号とし、第47号の次に次の1号を加える。

(48)

大津市子ども発達相談センター所長之印

附 則

この規則は、平成27年2月2日から施行する。

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年12月26日

大津市長 越直美

大津市規則第146号

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の職の設置に関する規則(昭和61年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表所長の項中「瀬田地域包括支援センター」の次に「、子ども発達相談センター」を加える。

附 則

この規則は、平成27年2月2日から施行する。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年12月26日

大津市長 越 直 美

大津市規則第147号**大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則**

大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第2項の表保育所用地賃借料補助金の項の次に次のように加える。

民間保育所自動体外式除 細動器設置補助金	民間保育所が自動体外式除細動器を設置するのに要する経費の一部を補助 し、もって児童の福祉の増進を図ること。
-------------------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年12月26日

大津市長 越 直 美

大津市規則第148号**大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則**

大津市児童福祉負担金条例施行規則(平成12年規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考第5項中「390,000円」を「404,000円」に改める。

附 則

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

2 この規則による改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の助産の実施に係る負担金について適用し、同日前の助産の実施に係る負担金については、なお従前の例による。

告 示**大津市告示第302号**

公印を新調し、及び改刻したので、大津市公印規則(昭和48年規則第51号)第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年12月26日

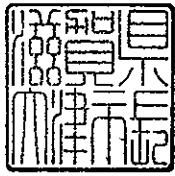
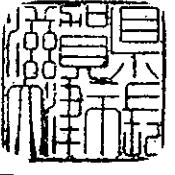
大津市長 越 直 美

- 1 新調
職印

公印の名称	用 途	管守者	使用開始期日	印 影
大津市子ども発 達相談センター 所長之印	子ども発達相談センタ ー所長名をもって発す る文書用	子ども発達相談 センター所長	平成27年2月2日	

- 2 改刻
職印

公印の名称	用 途	管守者	使用開始期日	印 影

滋賀県大津市長	戸籍、住民基本台帳、税務及び納稅その他の証明書、介護保険受給資格証明書、介護保険資格者証並びに一般文書用	平野支所長	平成26年12月26日	新  旧 
大津市長之印	母子手帳用	平野支所長	平成26年12月26日	新  旧 

大津市告示第303号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第35条第1項の規定により、平成26年12月2日から地方公共団体情報システム機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとしたので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年12月26日

大津市長 越直美

企業局管理規程**大津市企業局管理規程第16号**

大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年12月26日

大津市公営企業管理者 山本博志

第7条の2中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成される者に限る。）を出迎える」を「次に掲げる事業を行う施設等にその子（当該各号に掲げる事業を利用する者に限る。）を出迎えるため赴き、又は見送る」に改め、同条に次の5号を加える。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス
- (2) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業
- (3) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業のうち援助希望者が子どもを預かる事業

- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項に規定する地域生活支援事業として実施する日中一時支援事業(日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害児に対し、活動の場を提供し、見守るとともに、社会に適応するための日常的な訓練等を行うサービスを提供する事業をいう。)
- (5) 国の学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業による補助を受けて放課後等における学習その他の活動を支援する事業

第7条の11中「第7条の10まで(」の次に「第7条の2各号、」を加え、「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子(当該放課後児童健全育成事業により育成される者に限る。)を出迎える」を「次に掲げる事業を行う施設等にその子(当該各号に掲げる事業を利用する者に限る。)を出迎えるため赴き、又は見送る」に改める。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。